

# 情報 Infomation のコーナー

加東市役所は土・日・祝日、12月29日から翌年の1月3日を除き、8:30から17:15まで開庁しています。市民課のみ火曜日は19:15まで業務延長しています。

## お知らせ

### 児童手当・特例給付現況届を提出してください

児童手当・特例給付を受給している方は、6月中旬に現況届および必要書類を提出しなければなりません。提出が遅れた場合、6月分以降の手当が支給停止となります。6月分以降も引き続き受給対象となる方には、市役所から現況届の用紙をお届けしますので、記入のうえ、必要書類を添えて、期限までに提出してください。

### 平成29年度狩猟免許試験が実施されます

免許の種類 網猟(主に鳥類)・わな猟(獣類のみ)・第一種銃猟(装薬銃・空気銃)・第二種銃猟(空気銃)

申込期間 第1回試験 6月5日(月)～23日(金) 第2回試験 7月24日(月)～8月10日(木)

試験日・場所 第1回試験 姫路会場 7月22日(土) 養父会場および洲本会場 (わな猟試験のみ) 7月29日(土) 神戸会場 8月28日(月)

第2回試験 姫路会場 9月6日(水) 神戸会場 9月16日(土) 三田会場 9月30日(土)

## 問い合わせ

## 相談

### 女性のための相談

夫婦や家族のこと、職場や地域での人間関係などの悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。

特設総合相談所を開設 生活上の相談、人権に関する相談の場として、特設総合相談所を開設します。

日時・場所 7月11日(火) 森尾集会所 10時～12時

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

6月26日(月)～30日(金) 8時30分～19時 7月1日(土)・2日(日) 10時～17時

### 農地中間管理事業 借り受け希望者募集

大規模農家等の担い手へ農地の集積・集約を図るために、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農地中間管理事業」を活用した農用地の借り受けを希望する方は、あらかじめ申し込みが必要です。

募集期限 6月16日(金)



申し込み・問い合わせ 電話 078-805-0052

### 東条文化会館からのお知らせ

公演情報

トリオ・ラ・プラージュ

出演 ピアノ 渚智佳 ヴァイオリン 田口美里 クラリネット 近藤千花子 (第22回日本木管コンクール優勝者里帰りコンサート)

日時 6月16日(金) 19時～

曲目 ロッシーニ/セビリアの理髪師 ハチャトゥリアン/ クラリネット・ヴァイオリン・ピアノのための3重奏 他

※全50曲から当日リクエストで演奏する、お客様によるプログラムリクエストコーナーあり。

入場料 一般 1,500円 中学生以下 500円 (未就学児入場可)

初めてのフルート教室 第一期生発表会 & 中野真理フルートコンサート

日時 7月1日(土)

○詳細はお問い合わせください。

極上のピアノ・エンターテイメント 熊本マリ & 石田純一 作曲家のラフレター

出演 熊本マリ(ピアノ) 石田純一(朗読)

日時 7月16日(日) 15時～

入場料 一般 3,500円 高校生以下 1,000円 ※未就学児入場不可

問い合わせ NPO法人新しい風かとう ☎47-1500 受付時間: 9時から17時 休館日: 毎週水曜日と祝日の翌日 チケットの電話予約も承ります。

### 募集

平成29年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

申込期間 6月19日(月)～28日(水)

試験日(一次試験) 9月3日(日) 試験地 神戸市ほか

※消印有効

※受験資格等の詳細は、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報ナビ」をご覧ください。

問い合わせ 人事院近畿事務局試験第二係 ☎06-4796-2191

### 市・県民税第1期の納期限は6月30日(金)です。

※市・県民税の納税通知書は6月9日(金)発送予定です。

・市税の納付には便利な口座振替制度をご利用ください。

・コンビニエンスストアでも納付できます。コンビニエンスストアでの利用期限にご注意ください。

・納期限を過ぎると、督促手数料と延滞金が発生します。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

### 普通救命講習

(受講料無料)

日時 6月30日(金) 18時～21時

場所 加東消防署2階 会議室

定員 10人程度

締切日 6月25日(日)

申し込み・問い合わせ 加東消防署救急係 ☎42-3810

### 加東消防署からのお知らせ

1/1～4/30 火災 12件 救急 600件 救助 10件

## 6月第2週は危険物安全週間です

危険物安全週間には、危険物による事故の防止に向けた啓発活動などが全国的に行われています。この機会に、次のポイントを確認して、事故の防止に努めてください。

今一度、ご確認を!

○市民のみなさん

- ガソリン等の燃料は「消防法に適合した金属製容器(ガソリン携行缶)」で貯蔵していますか?
- 危険物を買いだめしていませんか? 危険物を貯蔵できる量は、消防法や北はりま消防組合火災予防条例で決められています。

○事業所のみなさん

- 危険物許可施設や届出施設の清掃・整理は適切ですか?
- 危険物施設の位置・構造・設備を許可や届出なく変更していませんか? (少量危険物取引所には届出が、危険物施設には許可申請が必要です)

問い合わせ 加東消防署危険物係 ☎42-3515